

学校感染症に伴う出席停止について

大阪府立高槻支援学校

学校感染症にかかった場合、学校保健安全法に基づき出席停止となります。登校の許可が出るまでは、ご家庭でゆっくり休養してください。医師により登校の許可がでましたら、下記に必要事項を記入のうえ、提出してください（保護者による記入で結構です）。

***該当する病名に○印をご記入ください。**

○印	病名	出席停止期間
	インフルエンザ（ 型）	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	
	手足口病	
	伝染性紅斑（リンゴ病）	
	マイコプラズマ肺炎	
	感染性胃腸炎（ ）	
	その他（ ）	

登校許可届

令和____年____月____日から____月____日まで上記の疾患にて欠席しました。
診察した医師より登校が可能と判断されましたので報告します。

医療機関名：

（小・中・高） 年 組 名前

保護者名